



申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」シリーズ⑥

実態に見合った手当改善を要求！

【現行】賃金規程

(職務手当)

第64条 職務手当は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職務手当は、別表第17及び別表第17の2に掲げる支給基準に該当する者（専らその職に従事する者に限る。ただし、第2章の3に規定する管理手当等を支給する社員を除く。）に支給し、その額は月額とする。
- (2) 月の中途において、新たに支給し、又は支給しないことになった場合及びその支給額に変更のあった場合は、日割計算による。
- (3) 職務手当は、それぞれ併給しない。

【東日本ユニオン改善要求】
★賃金規程第64条(3)の廃止！

★社員の働き方にあわせて 職務手当の併給を要求！

現場で働く組合員・社員の声

- ・会社がめざす柔軟な働き方などによって、社員は現業機関における兼務や連携、業務の融合などにより様々な業務に就いている。「業務に対する手当」とした性質にもとづき、該当する業務に就いた場合は併給するべきだ！
- ・責任だけ増えて賃金による措置が何もない！役割だけが増えるのは労働強化でしかない！

★自動車等で通勤する社員に対し

「駐車場の提供」「駐車場代の補助金」を要求！

現場で働く組合員・社員の声

- ・社会環境の変化に伴い、バスや鉄道の本数減、始発・終電の繰り上げなど、公共交通機関による通勤が困難になりつつある！遠距離通勤の場合は、最寄り駅まで車で向かわないと「通勤列車に間に合わない」などの実態がある！会社として措置をしなければならない環境になっている！
- ・昨今、居住地を自由に選択させ、通勤手当も「上限なし」とした企業が増えているが、当社の場合は社員が自己負担している！最寄り駅まで自動車等による通勤を認める場合は、当社が保有する駐車スペースを社員に提供するか、もしくは月極駐車場などの利用に対しては補助金を支給するべきだ！